

# 特定施設と特定事業場

「特定施設」とは、人の健康及び生活環境に被害を生じるおそれのあるものを含む「汚水」または「廃液」を流す施設として、水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)及びダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)で定める施設のことで、水質汚濁防止法施行令(昭和 46 年政令第 188 号)別表第一及びダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成 11 年政令第 433 号)別表第二に掲げる施設のことで、

下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)においても、これらの「特定施設」を設置する工場または事業場を「特定事業場」として、一般の事業場と区別した厳しい規制を行っています。

なお、下水道法施行令第 9 条の 2 により、水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる旅館業の用に供する施設(66の3)については、温泉を利用する入浴施設を除き、特定施設に関する規制の対象から除かれています。

## (1) 水質汚濁防止法施行令第一条関係 別表第一

令和 2 年 12 月 19 日 改正

番 号	名 称
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①選鉱施設 ②選炭施設 ③抗水中和沈でん施設 ④掘削用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①豚房施設(豚房の総面積が 50 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ②牛房施設(牛房の総面積が 200 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ③馬房施設(馬房の総面積が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料処理施設 ②洗浄施設(洗びん施設を含む。) ③湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①水産動物原料処理施設 ②洗浄施設 ③脱水施設 ④ろ過施設 ⑤湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料処理施設 ②洗浄施設 ③圧搾施設 ④湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料処理施設 ②洗浄施設 ③湯煮施設 ④濃縮施設 ⑤精製施設 ⑥ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料処理施設 ②洗浄施設(流送施設を含む。) ③ろ過施設 ④分離施設 ⑤精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料処理施設 ②洗浄施設(洗びん施設を含む。) ③搾汁施設 ④ろ過施設 ⑤湯煮施設 ⑥蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料処理施設 ②洗浄施設 ③圧搾施設 ④真空濃縮施設 ⑤水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料処理施設 ②洗浄施設 ③圧搾施設 ④分離施設

13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料処理施設 ②洗浄施設 ③分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料浸せき施設 ②洗浄施設(流送施設を含む。) ③分離施設 ④渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料処理施設 ②ろ過施設 ③精製施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料処理施設 ②湯煮施設 ③洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①水洗式脱臭施設 ②洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①まゆ湯煮施設 ②副蚕処理施設 ③原料浸せき施設 ④精練機及び精練そう ⑤シルケット機 ⑥漂白機及び漂白そう ⑦染色施設 ⑧薬液浸透施設 ⑨のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①洗毛施設 ②洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①湿式紡糸施設 ②リンター又は末精練繊維の薬液処理施設 ③原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①湿式バーカー ②接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①湿式バーカー ②薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料浸せき施設 ②湿式バーカー ③碎木機 ④蒸解施設 ⑤蒸解廃液濃縮施設 ⑥チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ⑦漂白施設 ⑧抄紙施設(抄造施設を含む。) ⑨セロハン製膜施設 ⑩湿式繊維板成型施設 ⑪廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①自動式フィルム現像洗浄施設 ②自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①ろ過施設 ②分離施設 ③水洗式破碎施設 ④廃ガス洗浄施設 ⑤湿式集じん施設
25	(削除)
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①洗浄施設 ②ろ過施設 ③カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ④群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ⑤廃ガス洗浄施設
27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①ろ過施設 ②遠心分離機 ③硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ④活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ⑤無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ⑥青酸製造施設のうち、反

	応施設 ㊶よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 ㊷海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 ㊸バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ㊹廃ガス洗浄施設 ㊺湿式集じん施設
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㊶湿式アセチレンガス発生施設 ㊷酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ㊸ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ㊹アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ㊺塩化ビニルモノマー洗浄施設 ㊻クロロブレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㊶ベンゼン類硫酸洗浄施設 ㊷静置分離器 ㊸タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㊶原料処理施設 ㊷蒸留施設 ㊸遠心分離機 ㊹ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㊶メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ㊷ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ㊸フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㊶ろ過施設 ㊷顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ㊸遠心分離機 ㊹廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㊶縮合反応施設 ㊷水洗施設 ㊸遠心分離機 ㊹静置分離器 ㊺弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ㊻ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ㊼中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 ㊽ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 ㊾廃ガス洗浄施設 ㊿湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㊶ろ過施設 ㊷脱水施設 ㊸水洗施設 ㊹ラテックス濃縮施設 ㊺スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㊶蒸留施設 ㊷分離施設 ㊸廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㊶廃酸分離施設 ㊷廃ガス洗浄施設 ㊸湿式集じん施設
37	前六号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㊶洗浄施設 ㊷分離施設 ㊸ろ過施設 ㊹アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ㊺アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ㊻アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ㊼イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 ㊽エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 ㊾2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち縮合反応施設及び蒸留施設 ㊿シクロヘキサン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ㊶トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ㊷ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ㊸プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 ㊹メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ㊺メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 ㊻廃ガス洗浄施設

38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料精製施設 ②塩析施設
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①脱酸施設 ②脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①洗浄施設 ②抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料処理施設 ②石灰づけ施設 ③洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料処理施設 ②脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①水洗施設 ②ろ過施設 ③ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ④廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①動物原料処理施設 ②ろ過施設 ③分離施設 ④混合施設(第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) ⑤廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①脱塩施設 ②原油常圧蒸留施設 ③脱硫施設 ④揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ⑤潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①洗浄施設 ②石灰づけ施設 ③タンニンづけ施設 ④クロム浴施設 ⑤染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①研磨洗浄施設 ②廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①抄造施設 ②成型機 ③水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設

57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①水洗式破碎施設 ②水洗式分別施設 ③酸処理施設 ④脱水施設
59	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①水洗式破碎施設 ②水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①タール及びガス液分離施設 ②ガス冷却洗浄施設 ③圧延施設 ④焼入れ施設 ⑤湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①還元そう ②電解施設(溶融塩電解施設を除く。) ③焼入れ施設 ④水銀精製施設 ⑤廃ガス洗浄施設 ⑥湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①焼入れ施設 ②電解式洗浄施設 ③カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ④水銀精製施設 ⑤廃ガス 洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①タール及びガス液分離施設 ②ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
64の2	水道施設(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業 用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定するものをいう。))又は自家用工業用水道(同法第 21条第1項に規定するものをいう。))の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの(これらの浄水能力 が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ①沈でん施設 ②ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサン(前各号に該当するものを除く。)
66の3	旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するもの(住宅宿泊事業法(平成29年法 律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する 下宿営業を除く。))をいう。))の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①ちゅう房施設 ②洗濯施設 ③入浴施設
66の4	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。以下同じ。))に設置されるち ゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。))が500平方メートル未満の事 業場に係るものを除く。)
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が360平方メートル未満の事業場に係る ものを除く。)
66の6	飲食店(次号及び第66号の8に掲げるものを除く。))に設置されるちゅう房施設(総床面積が420平方メー トル未満の事業場に係るものを除く。)
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に 掲げるものを除く。))に設置されるちゅう房施設(総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除 く。)

66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの ①ちゅう房施設 ②洗浄施設 ③入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69の2	卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)(主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。)に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ①卸売場 ②仲卸売場
70	廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう。)
70の2	自動車特定整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)
71	自動式車両洗浄施設
71の2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①洗浄施設 ②焼入れ施設 ※環境省令で定める「科学技術に関する研究等を行う事業場」は、次に掲げる事業場である。 1. 国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 2. 大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 3. 学術研究(人文科学のみに係るものを除く。)又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(前2号に該当するものを除く。) 4. 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5. 保健所 6. 検疫所 7. 動物検疫所 8. 植物防疫所 9. 家畜保健衛生所 10. 検査業に属する事業場 11. 商品検査業に属する事業場 12. 臨床検査業に属する事業場 13. 犯罪鑑識施設
71の3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう。)である焼却施設
71の4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただ

	し書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの ㊸廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)
72	し尿処理施設(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前2号に掲げるものを除く。)

(2) ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成11年政令第433号)第一条関係 別表第二

平成17年9月1日 改正

番号	名称
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ㊸硫酸濃縮施設 ㊹シクロヘキサン分離施設 ㊺廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ㊸水洗施設 ㊹廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ㊸ろ過施設 ㊹乾燥施設 ㊺廃ガス洗浄施設
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ㊸ろ過施設 ㊹廃ガス洗浄施設
11	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ[3・2-b:3'・2'-m]トリフェナジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。㊺において単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ㊸ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ㊹ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ㊺ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ㊻熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの ㊸廃ガス洗浄施設 ㊹湿式集じん施設
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ㊸精製施設 ㊹廃ガス洗浄施設 ㊺湿式集じん施設

14	<p>担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。))によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>①ろ過施設 ②精製施設 ③廃ガス洗浄施設</p>
15	<p>別表第一第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの</p> <p>①廃ガス洗浄施設 ②湿式集じん施設</p> <p>※別表第一第5号に掲げる廃棄物焼却炉とは、火床面積(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計)が0.5平方メートル以上又は焼却能力(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計)が1時間当たり50kg以上のもの</p>
16	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設</p> <p>※第7条第12号の2 廃ポリ塩化ビフェニル等(ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。)又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設</p> <p>同第13号 ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設</p>
17	<p>フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>①プラズマ反応施設 ②廃ガス洗浄施設 ③湿式集じん施設</p>
18	<p>下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)</p>
19	<p>第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)</p>